

改正労働施策総合推進法準拠

カスタマーハラスメント 買い換え特価のご案内

酷暑の候、皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。。

さて弊社は、2024年に厚生労働省「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」に準拠した教材を上梓いたしましたが、労働施策総合推進法改正によるカスハラ対策の法制化に合わせて、法律および指針に準拠するよう改訂作業を進め、今般完成のはこびとなりました。

つきましては、現行版を既にお持ちのお客様へのサービスとしまして**買い換え価格**をご用意いたしましたので、ご案内いたします。

買い換え価格 30%OFF 2027年3月31日まで

- DVD **65,000円** (税別) → **45,500円** (税別)
- データ **280,000円**～ (税別) → **196,000円**～ (税別)

現行版をお持ち
のお客様のみの
価格です。

主な変更内容

現行版

(カスタマーハラスメント対策企業マニュアル準拠)

●定義

顧客からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当のものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの。

●具体例

- ・顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合
- ・要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動

改訂版

(改正労働施策総合推進法、指針準拠)

●定義

職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすもの。

●具体例

- ・言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの
- ・手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの